

改正案	現行
<p>（工程表及び請負代金法定福利費内訳書）</p> <p><b>第三条</b>（略）</p> <p>2 受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から<u>十四日</u>（徳島県の休日を含める）平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）以内に請負代金法定福利費内訳書（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費のうち受注者の負担する額その他必要な事項を記載した書類をいう。次項において同じ。）を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（工程表及び請負代金法定福利費内訳書）</p> <p><b>第三条</b>（略）</p> <p>2 受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から<u>十日</u>（徳島県の休日を含める）平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）以内に請負代金法定福利費内訳書（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費のうち受注者の負担する額その他必要な事項を記載した書類をいう。次項において同じ。）を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。</p> <p>3（略）</p>
<p>（契約の保証）</p> <p><b>第四条</b> 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。この場合において、第五号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第一項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第六項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一（予定価格が十億円以上の工事の請負契約にあつては、十分の三）以上としなければならない。</p> <p>4 5 6 7（略）</p>	<p>（契約の保証）</p> <p><b>第四条</b> 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。この場合において、第五号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一（予定価格が十億円以上の工事の請負契約にあつては、十分の三）以上としなければならない。</p> <p>3 4 5 6（略）</p>
<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p><b>第三十五条</b> 受注者は、請負代金額が百万円以上の場合であつて発注者において前金払をすることができるものであると認めるときは、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契</p>	<p>（前金払及び中間前金払）</p> <p><b>第三十五条</b> 受注者は、請負代金額が百万円以上の場合であつて発注者において前金払をすることができるものであると認めるときは、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契</p>

約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を請求することができる。

2| 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることが出来る。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3| 発注者は、第一項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

4| 受注者は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5| (略)

6| 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。第三十七条ただし書を除き、以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。同条ただし書を除き、以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

7| 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第四項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）を超えるときは、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を発注者に返還しなければならない。

8| (略)

9| 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項に規定する財務大臣が決定する率（以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

### (保証契約の変更)

#### 第三十六条

受注者は、前条第六項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を請求することができる。

(新設)

2| 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

3| 受注者は、第一項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4| (略)

5| 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。第三十七条ただし書を除き、以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。同条ただし書を除き、以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

6| 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、十分の六）を超えるときは、請負代金額が減額された日から三十日以内に、その超過額を発注者に返還しなければならない。

7| (略)

8| 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項に規定する財務大臣が決定する率（以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

### (保証契約の変更)

#### 第三十六条

受注者は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3| 受注者は、第一項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4| (略)

(新設)

3| (略)

(あつせん又は調停)

第五十七条

この規則の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停の申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停の申請をすることができない。

(あつせん又は調停)

第五十七条

この規則の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停の申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停の申請をすることができない。

(改正案)

様式第 1 号

工事請負契約書

次の工事に関し、発注者と受注者は、別添の徳島県公共工事標準請負契約約款によつて請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

- 1 工 事 名
- 2 路 線 名 等
- 3 工 事 箇 所
- 4 工 期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日

5 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

6 請 負 代 金 額 \_\_\_\_\_  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_

7 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_

8 前 金 払 の 特 約 \_\_\_\_\_ の前金払をする  
ことができる。

9 の 特 約

10 建設発生土の搬出先等

11 解体工事に要する費用等

この契約の締結を証するため、この契約書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行つた上、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

発注者 徳島県 \_\_\_\_\_  
受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては、主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(現行)

様式第 1 号

工事請負契約書

収入印  
紙貼付  
欄

次の工事に関し、発注者と受注者は、別添の徳島県公共工事標準請負契約約款によつて請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

- 1 工 事 名
- 2 路 線 名 等
- 3 工 事 箇 所
- 4 工 期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日

5 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

6 請 負 代 金 額 \_\_\_\_\_  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_

7 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_

8 前 金 払 の 特 約 \_\_\_\_\_ の前金払をする  
ことができる。



9 の 特 約

10 建設発生土の搬出先等

11 解体工事に要する費用等

この契約の締結を証するため、この契約書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 徳島県   
受注者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 

(法人にあつては、主たる営業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(改正案)

様式第2号

工事しゅん工検査請求書	
工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日
<p>上記の工事は、<u>  </u>しゅん工しましたので、<u>  </u>検査をお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>徳島県知事 殿</p>	

(現行)

様式第2号

工事しゅん工検査請求書	
工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日
<p>上記の工事は、<u>  </u>しゅん工しましたので、<u>  </u>検査をお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>徳島県知事 殿</p>	

(改正案)

様式第3号

工事しゅん工承認書		
受注者の住所及び氏名		
工事名		
路線名等		
工事箇所		
請負代金額	¥	
前回までの部分払額	¥	前払金¥ 第1回部分払額¥ 第2回部分払額¥ 第3回部分払額¥
今回支払額	¥	
契約年月日	年 月 日	
工期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日	
検査請求年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査員の職氏名		
<p>上記とおり、<u>  </u>工事のしゅん工を承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">徳島県知事 氏 名 印</p> <p>受注者 殿</p>		

(現行)

様式第3号

工事しゅん工承認書		
受注者の住所及び氏名		
工事名		
路線名等		
工事箇所		
請負代金額	¥	
前回までの部分払額	¥	前払金¥ 第1回部分払額¥ 第2回部分払額¥ 第3回部分払額¥
今回支払額	¥	
契約年月日	年 月 日	
工期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日	
検査請求年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査員の職氏名		
<p>上記とおり、<u>  </u>工事のしゅん工を承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">徳島県知事 氏 名 印</p> <p>受注者 殿</p>		

(改正案)

様式第 4 号

(表)

工事部分払検査請求書	
工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
進 工 年 月 日	年 月 日 現在
<p>上記の工事は、裏面記載のとおり進工しましたので、検査をお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所 氏名</p> <p>徳島県知事 殿</p>	

(現行)

様式第 4 号

(表)

工事部分払検査請求書	
工 事 名	
路 線 名 等	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着工 年 月 日
	完成 年 月 日
進 工 年 月 日	年 月 日 現在
<p>上記の工事は、裏面記載のとおり進工しましたので、検査をお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所 氏名</p> <p>徳島県知事 殿</p>	

(改正案)

様式第5号

工事部分払承認書		
受注者の住所及び氏名		
工事名		
路線名等		
工事箇所		
請負代金額	¥	
部分払総額	¥	年 月 日 現在
部分払承認額	¥	
前回までの部分払額	¥	前払金¥ 第1回部分払額¥ 第2回部分払額¥ 第3回部分払額¥
今回支払額	¥	
契約年月日	年 月 日	
工期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
検査請求年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査員の職氏名		
上記とおり、 <u>  </u> 工事の部分払を承認します。		
年 月 日		
徳島県知事 氏 名 印		
受注者 殿		

(現行)

様式第5号

工事部分払承認書		
受注者の住所及び氏名		
工事名		
路線名等		
工事箇所		
請負代金額	¥	
部分払総額	¥	年 月 日 現在
部分払承認額	¥	
前回までの部分払額	¥	前払金¥ 第1回部分払額¥ 第2回部分払額¥ 第3回部分払額¥
今回支払額	¥	
契約年月日	年 月 日	
工期	着工	年 月 日
	完成	年 月 日
検査請求年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
検査員の職氏名		
上記とおり、 <u>  </u> 工事の部分払を承認します。		
年 月 日		
徳島県知事 氏 名 印		
受注者 殿		